

事業群評価調書(平成30年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部障害福祉課
施策名	(1) 必要なときに必要な医療・介護・福祉サービスが受けられる体制の整備	課(室)長名	桑宮 直彦
事業群名	⑤ 障害福祉サービス等の提供体制の確保・充実	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)							(取組項目)			
誰もが住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活及び社会生活を送ることができる環境を整えていくために、障害者の相談支援体制の充実と、在宅生活を支える訪問系サービス等の確保・充実を図ります。							i) 支援従事者の相談支援体制の充実 ii) 支援センターが実施する精神保健福祉相談、こころの電話による相談 iii) 在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	相談支援専門員専門コース別研修の修了者数(累計)	目標値①		120名	240名	360名	480名	600名	600名(H32)	
		実績値②	—	110名	216名				進捗状況	
		②/①		91%	90%				やや遅れ	

2. 29年度取組実績(H30新規・補正は参考記載)

事業 番号	取組 項目	事務事業名	事業 期間	事業費（単位:千円）			事 業 概 要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					29年度事業の成果等	中核 事業
				H28実績	うち 一般財源	人件費 (参考)	事業対象	29年度事業の実施状況 (30年度新規・補正事業は事業内容)	指標	主な目標	H28目標	H28実績	達成率		
				H29実績							H29目標	H29実績			
		所管課(室)名		H30計画							H30目標				
1	取組 項目 i	サービス・相談支援者 等養成研修費	H18-	2,383	1,193	2,413	受講希望 者	国研修を受講した者を講師として、相談支援従事 者及びサービス管理責任者を養成する研修を 行ったほか、多様で複雑なニーズに対応するた め、より専門的な分野に関する研修を行った。	活動 指標	初任者研修の開催回 数(回)	2	2	100%	障害者(児)の抱える課題に対する適切 な支援のための相談支援専門員及び サービス管理責任者等の養成や、相談 支援体制の充実に繋げており、相談支 援従事者養成者数も目標達成できた。	○
				2	2	100%									
				2											
				成果 指標	初任者研修による養 成者数(人)	170				161	94%				
		170				177				104%					
177															
2	取組 項目 ii	支援センター(精神)事 業費	H19-	7,076	5,287	45,036	県民	県民からの精神保健福祉や依存症等に関する相 談を受け、相談者に応じた適切なアドバイスを 行い、必要に応じ、関係機関とも協議を行った。	活動 指標	支援センターが実施 した普及・啓発等へ の参加者数(人)	4,400	3,625	82%	高校生や大学生への依存症に関する 講義などを積極的に実施したことによ り、活動指標は目標を大きく上回った。 また、依存症などに関する啓発及び窓 口相談の周知を図ることにより、当事 者及びその家族からの相談に繋がり、適 切な支援を送ることができた。	
				3,600	6,689	185%									
				6500											
				成果 指標	相談対応件数(件)	3,100				3,329	107%				
		3,300				3,211				97%					
		3,300													
		障害福祉課													

3	取組 項目 iii	施設整備助成費	S43- H28-	385,265	1,608	4,021	社会福祉 法人等	①施設整備(S43～) 社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成により、障福祉サービス事業所(障害者支援施設1箇所、児童発達支援センター1箇所)を整備した。 ②防犯設備整備(H28～) 障害福祉サービス事業所13施設の防犯対策設備を整備した。	活動 指標	—	—	—	①施設整備 施設整備補助金を活用して障害福祉サービス事業所が整備されたことにより、入所を希望する障害者や療育支援を希望する障害児が利用できる機会と選択の幅が広がった。	○	
				—	—	—									
				成果 指標	施設整備(助成)件数(件)	—			3	—					
				—	2	—									
		活動 指標	補助金を活用した設備整備の件数(件)	—	15	—									
		—	13	—											
		成果 指標	補助を実施した施設における施設内への侵入を伴う事件の発生件数(件)	—	0	—									
0	0	100%													
0															
4		在宅重症心身障害児者短期入所支援事業費	H25-	1,311	693	2,413	市町	県北地域における(準)超重症心身障害児者を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、医療機関での短期入所サービス費に対して県市で助成を行った。 (平成28年度から医療機関の土日受入が困難な状況になったため、平成29年度以降は医療機関の受入可能な規模を勘案した成果指標に見直し。)	活動 指標	事業所の指定数	1	1	100%	利用児・者の家族からは継続して強いニーズがあるため、本事業で対応を行ってきた。 医療的ケアが必要な対象児・者は医療機関でないと受入が不可能であり、県北地域で唯一のサービス(医療型短期入所)提供の維持に貢献できている。 利用者数は徐々に増えてきつつあるが、受入事業所側の体制等の課題があり目標に比べて利用者数が低調である。	
				1	1	100%									
				1											
				成果 指標	受入児者数	324			87	26%					
		162	72			44%									
		158													
		障害福祉課	H25-	1,283	683	2,414	市町								
2,904	1,584			2,399											

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 支援従事者の相談支援体制の充実
地域の特性を理解し、圏域内共通の課題を解決するため、相談支援体制の中核となるファシリテーターを養成し、相談支援体制の整備を図り、相談支援従事者が変わってもサービスの質が維持されるシステムを構築していく必要がある。平成28年度に長崎県相談支援専門員人材育成ビジョンを策定したが、市町、長崎県障害者社会参加推進センター及び関係障害者団体等と連携を図り、国の研修体制の動向等を踏まえて随時見直しを行いながら、相談支援体制の充実により、障害者の自立と社会参加が促進されるよう進めていく。 また、今後は研修開催が重ならないよう、予め関係機関に十分な周知を行う。
ii) 支援センターが実施する精神保健福祉相談、こころの電話による相談
社会の多様化に伴い、相談内容も多岐にわたっている現状を考慮し、関係機関(福祉・保健・医療)との情報共有など、相談者の地域生活に必要な生計、サービス、通院などに関するケアについての一層の連携が必要である。
iii) 在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保
・施設整備に関しては障害者入所施設からの地域移行の受け皿となる「グループホーム」や地域における障害児療育の拠点機関となる「児童発達支援センター」の整備など、行政目標として取り組んでいくべき対象に対し優先(重点)的に補助を行っている。今後とも、予算の制約がある中で効果的な施設整備を図っていく。 ・神奈川県相模原市の障害者入所施設で発生した殺傷事件を受けて、防犯設備整備のための予算を計上し居住系の施設について一定の整備を行った。今後は、防犯設備、未整備の施設に対しての補助を検討するとともに、防犯訓練の実施等、ソフト面の充実を図っていく。 ・障害福祉サービスを提供する施設職員に対する虐待防止や強度行動障害支援者養成などの研修実施を通してスキルアップを図り質の高いサービスの提供体制を確保していく。 ・県北地域において医療型短期入所サービスの提供体制を確保していくために、実施医療機関(佐世保共済病院)への補助金(運営費支援)の増額を行ったが、実施医療機関の体制上の問題(看護スタッフの不足)で、土日祝日のサービス提供が休止中である。

4. 30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性

事業 番号	取組 項目	事務事業名	30年度事業の実施にあたり見直した内容 (H30の新たな取組は「H30新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	31年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組 項目 i	サービス・相談支援者 等養成研修費	—	—	相談支援事業所における相談支援専門員と障害福祉サービス事業者におけるサービス管理責任者の研修については、障害者総合支援法で受講が必須とされており、県内研修体制、相談支援体制の充実のため、継続して実施する。 また、相談支援専門員専門コース別研修の確実な受講が可能となるよう、予め関係機関に周知するなどして他の研修開催と日程が重ならないよう工夫した取組を実施する。	改善
2	取組 項目 ii	支援センター（精神）事 業費	—	—	精神保健福祉法の規定により設置が義務付けされている機関であり、その業務についても定められているため、依存症などに関する啓発及び窓口相談の周知を図ることにより、当事者及びその家族からの相談に繋がり、適切な支援を送ることとしている。H29年度はリーフレットの配布のみだったが、H30年度以降は銀行等のデジタル掲示板等に表示してもらうなど、新たな周知の手法を取り入れており、今後も更なる取り組みの充実を図る。	改善
3	取組 項目 iii	施設整備助成費	—	—	障害福祉計画に掲げる政策において、重要となる施設については計画的に整備を促していく必要があり、そのための支援は必要である。限られた予算の中で、何（どの種の施設）を優先するのかを検討しながら整備を進めていく。	現状維持
4		在宅重症心身障害児 者短期入所支援事業 費	—	—	在宅で生活する医療的ケアが必要な児・者への支援（介護者の負担軽減）として重要な役割があることから、安定的に継続して実施していく必要がある。 土日祝日の利用再開及び利用者数の増加に向け、受入側医療機関（佐世保共済病院）及び関係機関との協議を継続し、受入体制を整えていく。	改善

注：「2. 29年度取組実績」に記載している事業のうち、H29年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点